令和元年第7回教育福祉常任委員会会議録

- 1. 日 時 令和元年9月17日(火)
- 2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
- 3. 議 題 (1) 議案第8号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て
 - (3) 議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち教育福 祉常任委員会が所掌する科目について
 - (4) 議案第12号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 (第1号) について
 - (5) 議案第13号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算 (第2号) について
 - (6) 議案第14号 平成31年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
 - (7) 閉会中の継続調査について
- 4. 出席委員 柴田圭子委員 長・広沢修司副委員長 古澤由紀子委員・斉藤智子委員 和田健一郎委員・徳本光香委員 岡田繁委員 長谷川則夫議長
- 5. 欠席委員 なし
- 6. 説明のための出席者

執行部

市 長 笠 井 喜久雄
 福 祉 部 長 豊 田 智 美
 健康子ども部長 岡 本 和 哉
 教 育 部 長 小 泉 淳 一
 教 育 部 参 お 木 直 人
 社会福祉課長 風 間 信 也

金 井 勉 障害福祉課長 伊藤常夫 高齢者福祉課長 保育課長 池 内 一 成 谷 君 子 保険年金課長 桝 教育総務課長 橋 章 板 生涯学習課長 戸 啓 夫 石

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局 議会事務局長 石井治夫

主 査 萩原靖殖

主任主事 東山 奈緒美

委員長の挨拶

〇石井治夫議会事務局長 定刻になりました。会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

〇柴田圭子委員長 おはようございます。きょうも暑い中、お集まりくださいまして、ありがとうご ざいます。また、暑くなりましたので、どうぞ上着をとってくださって結構です。

きょうは教育福祉の部分ですけれども、幼児教育保育等の無償化のところのかなめのところの審議で、事前に資料をかなりいただいているんですけど、ちょっと非常にわかりにくい、質問するのもどうやって質問したらいいのかちょっと困ったねみたいなところもありますので、できるだけ説明を余計かと思わないで、いっぱい説明していただければと思います。

それとあとは補正のほうも結構えっというところもあるかもしれませんし、ぜひ慎重な審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇石井治夫議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。

本日の教育福祉常任委員会では、議案第8号から第9号、議案第11号のうち教育福祉常任委員会が 所掌する科目、議案第12号から議案第14号の6議案について審議をお願いするものでございます。委 員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶にかえさせてい ただきます。よろしくお願いします。

〇石井治夫議会事務局長 ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

[市長退席]

〇石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長にお願い いたします。

会議の経過開会年前10時00分

〇柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。また、質疑は一問一

答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

では、これから日程に入ります。

- (1) 議案第8号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について
- **〇柴田圭子委員長** 日程第1、議案第8号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑は ございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 この議案は白井市の家庭的保育事業等が連携施設を見つけるまでに、5年の猶予が あったものを10年に延ばすというものだと思うんですが、今現在白井市内で現に5年で連携というの はできているんでしょうか、それともできていないところもあるんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 現在市におきまして、本条例に位置づけられる施設が小規模保育事業で2カ所ほどございます。1つはひなた保育園しろいというところと白井ふたば保育園の2カ所になりまして、いずれも連携施設を確保しております。

以上です。

- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** 本当にこの議案は難しくて一生懸命勉強したんですけれども、ちょっとわからない ところがありますので、確認させていただきたいのとそれに対して質問させていただきたいと思いま す。

まず、この議案8号の中の第6条の新旧対照表、第6条が今お話があったように保育所等との連携というところが書かれてあります。この条例の中の一番最初のほうに保育所等との連携施設ということで、3つのことが定められていて、1点目が家庭的保育等で保育を受ける事業としては、連携保育園と確保するということの意味合いとして集団保育を経験させる。また、連携した保育園、幼稚園等から相談とか助言を受けることができるというのが1点目に書かれてあって、2点目に家庭的保育をする保育者が休暇をとるとき、また病気のとき等はそのかわりの代替保育を確保しなさいということが定められていると思います。3点目はその家庭的保育等が終了するとき、卒園の後にしっかりお子さんを継続して保育できるような受け皿をつくりなさいということが定められていると思います。

それで今回新設ということで、第4項に書かれていることが、市長は家庭的保育事業者等による第 1項第3号、この第1項第3号というのが、さっき言った卒園後の受け皿というところになると思う んですけど、その場合に連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、この規定を適用しない こととすることができると新設になっているんですけど、この意味というのはその連携施設の定義が保育園、幼稚園、認定こども園という施設の中から連携保育園を探しなさいということが書いてあるところが、著しく連携が困難なときはそれを確保しなくてもいいということが新設されたということでよろしいでしょうか。

- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 そのとおりでございます。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- ○斉藤智子委員 ありがとうございます。じゃ、その確認が1つできたのと、その次なんですけど、第5項のところに(1)(2)と書いてあるんですけど、(1)(2)に掲げるものであって、市長が適当と認められるものを卒園後の受け皿として確保しなければならないということがこの第5項に書かれているということでよろしいでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 そのとおりでございます。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** 済みません、その次の(1)というところなんですが、この条文の内容がすごく難しくてよく理解できないんですけど、この(1)に書かれている具体的な施設はどのようなものがあるんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 第1号に書かれている施設でございますが、子ども・子育て支援法第59条の2 第1項の規定による施設といたしまして、こちらは企業主導型保育事業者を指します。

以上です。

- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- ○斉藤智子委員 企業主導型保育というのは市内にはどこの施設がそれに当たるんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 船橋カントリークラブに併設しておりますどんぐり保育園1カ所になります。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** わかりました、ありがとうございます。では、この(2)の具体的な施設というのはどういうものなんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** こちらは地方自治体が運営費の支援を行っている認可外保育施設が該当いたします。

以上です。

〇柴田圭子委員長 斉藤委員。

- **〇斉藤智子委員** これは市内でいうと具体的にどういう施設になるんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 市内においてはございません。 以上です。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** ありがとうございます。
- **〇柴田圭子委員長** ほかに質疑は。 和田委員。
- **〇和田健一郎委員** 一応確認なのですが、6条4項の著しく困難であると認めたときという判断ですが、想定している著しくというのはどのような状況を想定されていますか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 卒園後の連携施設となります、受け皿となる施設において、もう既に3、4、5歳で待機児童がいっぱいの状況である場合は、受け入れ先として困難となりますので、そういうケースを指します。

以上です。

- 〇柴田圭子委員長 広沢副委員長。
- **〇広沢修司副委員長** 連携施設の条件を満たすところが2カ所あるという御回答だったと思うんですが、これは改正前の現在の基準を満たしているということだと思うんですけれども、これからもこのままで運営は可能なんでしょうか。変えなかったとして困るような状態になり得るということなんでしょうか。
- **〇柴田圭子委員長** 既に連携しているから、そこの条件が変わるということではない。
- **○広沢修司副委員長** 今回のこの改正案は緩和策になると思うんですが、現在これで今足りているのであれば、改正する必要がないんじゃないかと思うんですけれども、このままだとやっぱり厳しい状態になるということなんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 今回の条例案の改正なんですけれども、国の基準省令の一部改正に従って、市の条例も変えるものでありますが、今後市において小規模保育施設の設置とかそういうケースが出てきた場合は、条例上は緩和ということで変えてはいるんですが、市のほうで小規模保育施設等の認可権者となりますので、その辺については小規模保育事業者等の事業者に対して、条例上は緩和いたしますが、お願い事項でこの辺は連携して、その確保はお願いしますということで、市のほうから求めていきたいと考えております。

以上です。

〇柴田圭子委員長 広沢副委員長。

- **○広沢修司副委員長** では、主に連携を頼むところというのは、代替保育を提供すると考えられるのは小規模保育事業者になると思うんですけれども、受け入れる体制というのは今のところ余裕はあるんですか。例えば保育面積ですとか保育士の確保ですとか、そういう入所状況というのはどうなんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 新規でそのような小規模保育事業所等の設置について申請があった場合は、基本的に小規模保育施設等において市内等における幼稚園、保育園あるいは認定こども園の連携先を探すことになると思いますが、その辺については個々の幼稚園等によりまして受け入れできるですとか、保育士の人数がその時点で保育士ですとか面積基準を勘案しながら施設のほうを探していくこととなると考えております。
- 〇柴田圭子委員長 広沢副委員長。
- **〇広沢修司副委員長** 現在の基準においての話になってしまうんですけれども、今、要綱を満たしていない小規模保育事業者というのは存在しているんですか。事業をやっているんですけれども、その項目は満たしていない事業者というのはあるんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 平成30年度4月時点で、国のほうで調査したところ四十五、六%ぐらいの小規模保育施設等、家庭的保育事業等において連携先、卒園後の受け入れ先がまだ見つかっていない状況となっております。
- 〇柴田圭子委員長 広沢副委員長。
- **〇広沢修司副委員長** 白井市においてはいかがですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 白井市内におきましては、2カ所該当するんですけれども、両施設とも連携先を確保している状況にあります。

以上です。

- 〇柴田圭子委員長 広沢副委員長。
- **〇広沢修司副委員長** 先ほどもお話がありましたけれども、これは省令ということで従わなくてはいけないというよりは、国の基準内による厳しい基準ということで、改正しなくてもいいような内容だと思いますけれども、改正しようかしないかという議論というか、その辺の会議はあったんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 国の一部改正に伴って、基準を満たしているので変えなくていいのではないか という御質問だと思うんですけれども、現時点においては実際に施設の設置申請があった場合はお願 い、条例上は緩和しているんですけれども、実際は市のほうで連携先をお願いしている状況にありま

して、今後、市においても連携先の確保は難しくなったような状況がある場合には緩和が必要である と考えていることから、国の一部改正に従って、本市においても条例改正を行いました。 以上です。

- 〇柴田圭子委員長 広沢副委員長。
- **○広沢修司副委員長** しつこいようで申しわけないですけれども、緩和する必要がなければしないほうが、厳しい条件でやっているわけですから、白井市はすごい力を入れているんだということで、いい評価を得られると思うんですけれども、それはさておきまして、平成30年の7月に全部の中核市に、この改正についての対応状況というのを川越市が調査したみたいなんですけれども、このときは39市から回答があって7割は改正予定ですと、2割が改正を行わない、1割が未定となっているということなんですが、千葉県内においてほかの自治体はどんな対応状況になっているんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 済みません、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。
- 〇柴田圭子委員長 後で答えられれば。
- 〇池内一成保育課長 後ほど。
- 〇柴田圭子委員長 いいですか。
 徳本委員。
- ○徳本光香委員 この連携先を見つける期限が5年から10年に延びるということなんですけど、これはその施設ができてから10年目までということではなく、書いてあることでは子ども・子育て支援法ができた平成24年、2012年から見て10年までということなので、期限は2022年までになるということでよろしいでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 そのとおりでございます。
- 〇柴田圭子委員長 古澤委員。
- ○古澤由紀子委員 家庭的保育事業等の中で該当するものは、白井市においては小規模保育事業のひなた保育園とふたば保育園だけであると。そして、その2園は連携施設を確保している、白井市ではそういう状況であるということを認識しました。しかし、先ほどの広沢委員と私は逆に違う方向から問題が気になるんですけれども、もともと家庭的保育事業等の運営などは連携施設の確保ということを考えて行われているものであります。それは必要があるから連携施設の確保ということがうたわれているのだと思います。そして、先ほどありましたけれども、集団生活の確保、助言の確保、そして人員の代替、終了後の継続施設ということだと思うんですけれども、今のところ白井市では問題がないということですが、ひょっとして将来的に出てくる可能性がないわけでもない、そのための条例整理だと考えています。

そうすると必要なものを5年、10年に先延ばしを許されている。そのかわりにその必要なものの代

替の措置というものは考えられているのでしょうか。なぜなら、設備とかの運営に関しては常に最低 基準を超えるよう向上させるという法律上の文言がありますけれども、集団の生活、助言の体制、休 暇などの確保のための人員の代替、終了後の継続の施設、終了後の継続の施設はよいとしても、人員 の代替などでそれが考えられているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 市において現時点で人員の確保ですとかそういうところは特に定めておりませんが、今後、市のほうにおいても事業者が代替施設等を探すに当たって、市のほうも協力していきたいと考えております。
- 〇柴田圭子委員長 古澤委員。
- **○古澤由紀子委員** 連携施設の確保ということを言うためには、先ほど来から集団的生活、助言の体制、人員の代替、継続施設の確保ですけれども、それが連携の確保が必要がないということになれば、保障されなくなるわけです。保障されなくなったときに、その代替はどうしていくのかなと、今は問題ないわけですけれども、一応そこを考えておかなくてよいのかなというので質問させていただきました。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 まず連携施設のほうでいきますと原則は確保ということでございます。ただ、各条文で今回出させていただいていますが、3歳後の受け皿の確保ですとか代替保育の提供とかあるいは集団保育の場の提供等についても、今回条例の緩和のほうをさせていただいておりますので、市においてもその辺は事業者等と連携、協力していきたいと考えております。
- **〇柴田圭子委員長** 白井市内では該当はなくても要件は緩和しているわけで、全国的には2歳、3歳になるときに、この緩和によって行き場がなくなるということが生じてしまわないのかと、そういった場合はどういうふうになるんだろうかという一般的なことのお尋ねのようだと思いますけれども、市内だけでなく。

古澤委員。

- **〇古澤由紀子委員** 委員長がお答えになってはまずいと思いますけれども、私も一般論としてお聞き したわけでして、白井市がそこまで逼迫した状況になるかというと多分ならないだろうなと思いまし たけれども、条例というのはそういうものかなと思いまして伺いました。連携機関施設の確保が緩和 されたとしても、そういう状況になったときは4つの目的を達成するために、いろいろ策を講じるこ とになると思いますので、そのときはよろしくお願いしますとしか言いようがないです。
- ○柴田圭子委員長 答弁はいいですね。ほかに質疑はありますか。 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** 済みません、もう一度確認をしたいんですけれども、今回の条例の緩和の内容というのは、今までも連携施設をしっかりとつくりなさいよというふうに条例で定められていて、その連

携施設というのは市内の公立、私立の保育園11園と幼稚園6園があるんですけど、この幼稚園と認定 こども園も入りますが、全部で17ある施設と今までは連携をしなきゃいけなかったものが、今回どん ぐり保育園というところが1つ追加になったので、このどんぐり保育園も含めて連携施設をつくりな さいというのが1つと、猶予が5年だったのが10年と変わったと、今回の緩和策はこの2つでいいん ですか。

- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 済みません、質問の確認をさせていただきたいんですけれども、連携先、受け 皿の確保の緩和策以外にこの条例で改正するところはどこかという。
- 〇柴田圭子委員長 もう一度済みません、斉藤委員。
- ○斉藤智子委員 緩和策の内容なんですけど、今まで連携施設は幼稚園、保育園、認定こども園に限って連携先が決まっていて、市内では保育園は11園、幼稚園が6園、ここが連携先の相手だったんですが、今回緩和策でこの企業主導型が入ったので、このどんぐり保育園が今までの連携施設にプラス1つ保育園がふえたということがまず1つと、5年という期間が10年に延びたという期間の問題、この2つが緩和策の内容ということでよろしいんですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 受け皿の確保でいきますとそういうことなんですけれども、あと今回の条例の 第45条をお開きいただきたいんですけれども、こちらにおいては先ほど第3号の受け皿の緩和、卒園 後の施設ということで御説明いたしましたが、第45条のほうでは集団保育の提供の場1つと、代替保 育に係る連携協力を求めることを要しないといたしまして、その求めることを要しない場合が第2号 に書いておりまして、既に満3歳児以上の児童を受け入れております保育所型事業所内保育事業所に ついては、市長が適当と認めるべき場合については、ここで確保を要しないとしております。

もう1つございます。〔「済みません、まだありますか、ごめんなさい」と言う者あり〕以上です。

- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** 済みません、今、課長が言われたところの確認なんですけど、満3歳以上を受け入れている施設については、既に集団保育が体験できるから改めての確保は要らないという意味ですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 そのとおりでございます。
- **〇柴田圭子委員長** ほかに質疑ありますか。いいですか。

[「ありません」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。

初めに、反対討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この条例改正には反対いたします。

大きな理由として2つあります。まず1つ目に私が最初に質問したことに関連するんですが、現在、白井市内では現に連携先を確保できていないところはないということなので、たった3年間、2022年まで延ばすことで、何か変わりがあるかというと今のところ3年延長ということをする必要はないのではないかという理由が1つです。

2つ目に今後連携先がない施設が新たに出た場合についてなんですけど、もともと改正してもあと 3年の猶予だけということもありますし、先ほどほかの委員さんからも質問があったように、ただ延 長しただけで連携先が見つかるわけではなくて、根本的な解決法としてはちゃんと3歳以降連携先を つくるということですとか、そもそも2歳までの待機児童を解消するための方策というのも必要だと 思っているので、連携できないというあまりよくない現状にあわせて法律を変えるというよりは、ま ず現状をよくするということを先にやるべきだと思っていますので、この改正は必要ないと考えます。 以上です。

〇柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。 斉藤委員。

○斉藤智子委員 第8号議案に賛成したいと思います。

この条例の改正の理由というのは、規制緩和ということで待機児童解消を進めるための規制緩和ということだと思います。うちの白井市においては今、この条例を変えなくても既に連携施設はとれているものだと思いますし、今後もそこまで東京とか都心と同じような感じで待機児童がぐっとふえるという予測はできないのではないかと思います。ただ、やはり全国的には待機児童問題が今問題になっていますし、子どもを預ける場所がなくて、母親が仕事を諦めるというような状態をなくしていくための待機児童対策として、規制緩和はやむを得ないことではないかと思います。

だからといいまして、そこの最低基準だったり、そこの一番悪い状態にあわせるというのではなく、 やはり保育の質の低下を、規制緩和というと保育の質の低下ということにつながると心配をされるの ですけれども、そこの部分は何としても担保していかなくてはいけない、質をよくしていく努力を常 にしていくべきだと思います。就学前の大事なお子さん、そのお子さんがどのような環境で過ごして いくかというのは、そのお子さんの人間形成にとても影響を与えることですし、この就学前の時期に しっかりとした幼児教育、保育を受けていくということが、大人になってからのお子さんの成長の部 分でとても重要な時期であるということを踏まえますと、この規制緩和、待機児童解消だけではなく て、しっかりと保育の質を整えていくことが大事だと思います。

そういう意味では、市では公立保育園3園についてはいろいろな意味で関与できると思いますけれども、市内の私立だったり、違う保育施設の保育内容までは関与できないことではあるとは思うんですが、市内の保育施設の方たち、園長先生はじめいろいろな方たちとの連携というものは今でも図っていらっしゃると思いますので、その幼児教育という点からは、ある意味教育委員会の連携関与とい

うものもあってもしかるべきではないかと私は考えます。

保育所保育指針の中には、保育の目的ということが掲げられていますし、また、日本が1994年に批准した子どもの権利条約の趣旨にも共通する部分があるんですが、子どもの最善の利益という文言があります。これは子どもたち一人一人が周りの人からたくさんの愛情を受けて、心身ともに健やかに成長できる環境の中で、ありのままの自分を受けとめてもらい、幸せに過ごすことと定義されていますけれども、本当にそこの子どもの最善の利益ということを常に考え、いろいろ国からも待機児童対策であるとか規制緩和もありますけれども、それはそれとして決めていくとしても、しっかりと保育の質を高めていく、子どもの最善の利益を確保していくということを常に意識した市の子育て施策をぜひ進めていただきたい、このことを要望して今回の賛成討論とします。

以上です。

〇柴田圭子委員長 ほかに討論はありませんか。

和田委員。

○和田健一郎委員 賛成の立場で討論させていただきます。

主な賛成の理由としまして大きく分けて2つです。まず1点目に関しては、当条例の改正がいわゆる同サービスの質の低下につながるかという懸念に対してはないと私は考えているからであります。確かに要件が緩和されたと見るのですが、ただ、主に6条の第4項、5項の新設を見ていただけますと、具体的な内容で例外規定がなっているということでございますので、単なる緩和ではなくちゃんとした具体化がされているといったところが、今後の目安として非常にわかりやすくてよいのではないかと私は思っております。

さらに2点目としましては、市としましては今後の若い世代がいっぱいになることがあるかという 可能性につきまして、市の今後の若い人たちの呼び込みという政策との整合性を考えましても、こう いう条例での対策としての改正点を、上記の2点からの必要性を感じまして、賛成という形で討論さ せていただきます。

以上です。

〇柴田圭子委員長 ほかに討論ありますか。

古澤委員。

〇古澤由紀子委員 賛成の立場で討論いたします。

条例というものは現状を分析して、それを見据えてつくられるということはもちろんですけれども、 将来に関しましても可能性がある限り備えておくべきでないかと思っています。白井市の現状、改正 しなくても成り立っているわけですけれども、上位法が待機児童の解消ということで改正されたので あれば、白井市もその方向に従って改正することは何ら反対する理由はないと思います。先ほど質疑 のところでいろいろな条件が連携施設の確保をしないことで失われていくけれども、それの代替はど うするかという質問をいたしました。それは質の低下を招かないようにということで質問させていた だきましたけれども、4つそろわなくても個々の対応で白井市は十分やっていけるのではないかという感触を得ましたので、質の低下を懸念する必要はないという判断によって、この条例改正に賛成いたします。

〇柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇柴田圭子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

- (2) 議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について
- **〇柴田圭子委員長** 日程第2、議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本 会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようにお願いいたします。

質疑はございますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 今回の無償化の対象になる施設は認可外の保育所でも可能ということでよろしいで しょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 認可外の保育施設においても無償化の対象となります。
- 〇柴田圭子委員長 徳本委員。
- **〇徳本光香委員** 続けて無償化の費用は、条例が制定された初年度のみ国が全額負担で、次からは国が半分持って、その残りを県が4分の1、市が4分の1ずつ保障する。さらに公立の保育所などに関しては市が10割持ち出しで保障するということでよろしいでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 令和元年度、この10月から半年間につきましては国のほうで、委員言われたように、国、県がそういう部分につきましては市の特例交付金で措置されます。公立保育園につきましては10割、市負担となりまして、まだ割合とかはわからないですけれども、地方交付税で措置されることとなると思われます。

以上です。

- 〇柴田圭子委員長 徳本委員。
- ○徳本光香委員 地方交付税の何割かわからないけれども、出るかもしれないという状態で市の財政 面は大丈夫なのかという点についてなんですけど、市として県のほうにもうちょっと多く割合を補助 してほしいだとか、国に対して国の責任で全額無償化を続けるようにというのを全国市長会を通して 国に申し入れたりとかする予定、また既に申し入れたということはあるでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 市から無償化に関する国への要望ですとか財源的なところにつきましては、既に全国市長会から国に対して要望しているところでございます。もう1点の質問、お願いします。
- 〇柴田圭子委員長 徳本委員。
- ○徳本光香委員 今の答えで結構です。具体的にはどういったことを要請したんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 全国市長会のほうでは、国が責任を持って無償化を最後までやり続けることについて要望しております。

以上です。

- 〇柴田圭子委員長 いいですか。徳本委員。
- ○徳本光香委員 じゃ、次の質問で、白井市は当てはまらない、今まで既に保育料がゼロ円という方がいらっしゃると思うんですけど、今後はそういう方は一般的に言うと非課税とか貧しい家庭の方はおかずに関しても、ほかの人は実費で払うことになるけれども、おかずもゼロで、つまり払う料金がふえるという人は白井市内では一人もいないでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 まず給食費の部分でいきますとおかずとかおやつに相当します副食費につきましては、国のほうで今回年収が360万円未満の世帯及び第3子以降の子どもについては無償化の対象にするということが決められております。それに伴いまして本議案の条例改正となっております。以上です。
- 〇柴田圭子委員長 徳本委員。
- ○徳本光香委員 そうですね、その仕組みについては一応私も存じ上げているんですが、例えばほかの市とかだと第2子の子からもう既に全額無料している子なんかの場合は、3歳から無償化にした場合に今まで既に無償化だったのに、おかずとお菓子代だけはふえるという子が出ているケースが全国的にあるんです。例えばおかず代四千幾ら、以下の保育料だった人とかは、それが無償化になってそれより高いおかず代を払うという場合が全国で出ている市もあるんです。なので白井市に関してはそういう逆転、無償化によっておかず代のほうが高かったということにならないかどうかが心配で、まだ調べていないようであれば、そういうお答えでも結構です。

- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 副食費、おかず相当部分につきましてはこれまでの保育料と給食費との逆転現象というものは起きませんが、ご飯代の主食につきましては今回400円ということで設定させていただいているんですけれども、これまで保育料はゼロ円だった人については、逆転現象が出てきてしまうんですが、それが出てこないように市のほうで考えております。

以上です。〔「お願いします」と言う者あり〕

〇柴田圭子委員長 ほかにありますか。

斉藤委員。

- **○斉藤智子委員** 今の給食費のことでお伺いします。今まで幼稚園では今現在も主食と副食費は実費で保護者が支払う形になっていると思います。保育園では主食は実費ということで副食は保育料に組み込まれていたというのが保育園の3歳から5歳のお子さんの状況だと思います。これを無償化以降は副食は実費でお支払いしていただくということで、先ほどのこの年収360万未満の世帯と第3子についてはそれも補助しますということだと思いますが、この副食費というのをうちの市では実際幾らを想定しているんですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 市においては5,200円を想定しております。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** 国の基準というのを見ると4,500円というふうに見たんですけれども、この5,200円 に決定した根拠というのはどういうものでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 国のほうの通知におきましても、各市各施設それぞれ給食費がかかっている実態に即して、金額のほうを設定するようにということがまずございました。市におきましては、これまでの実績、直近の平成30年度の実際に給食費にかかっている材料費等をもとに算出しております。以上でございます。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** わかりました。この副食費については、各保育施設ごとに多少の差はあるんですけ ど、市内の幼稚園、保育園、私立も含めて大体この5,200円の前後の額になっているんですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 市内の私立保育園については市と同額の5,200円と設定しております。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** それでは、主食費についてもお伺いしたいんですけど、これは無償化以降の金額は お幾らになりますか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。

- ○池内一成保育課長 400円になります。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** この主食費についても国では4,000円とかとたしかなっていたかと思うんですけど、この差というのはどういうことなんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 国のほうでは3,000円ということで定めておりまして、この当市におけます400円につきましても実際にかかっているご飯代から割り出したものになります。
 以上です。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** じゃ、ごめんなさい、国では3,000円ということでしたね。国で一応基準とされている主食が3,000円、副食が4,500円に比べると、市では副食のほうは材料費の実績で5,200円ということですけど、主食では400円ということで随分お安くなっていると考えてよろしいですね。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 そのとおりでございます。
- 〇柴田圭子委員長 いいですか、斉藤委員。 では、和田委員。
- ○和田健一郎委員 補正予算で聞こうと思ったんですが、先ほどの斉藤委員のお話で、一応確認としては白井は独自で副食費に関しては算定したということだったんですが、ちょうど全国市長会で先週あたりからくすぶり出していましたのは、4,500円から一気に680円。理由としても物価向上ということでありまして、5,180円に10月1日からの施行の前に突然なったという形だったんですが、一応くどいような話ですが、ちょうどその5,180円と似たような金額になっていたのですが、これはあくまでも白井の算定金額と国を参考にしただとか、そういったことがあったか、それとも独自なのかということをちょっと確認したいと思います。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 市におきましては独自に、実績をもとに算定しております。
- 〇柴田圭子委員長 和田委員。
- ○和田健一郎委員 さらにお聞きしましたら、物価上昇で680円ということで10%以上になるのですが、もちろん一応確認としましてはこの5,200円というのは今後消費税が2%上がることと、今までに保育費からとっていた内訳では算定される金額だと思いますが、その分の物価上昇について以外に、何かこの5,200円で物価の最近の変動というのはございますか。済みません、質問が悪かったです。要は5,200円の消費税の2%を除いて、この5,200円のまま以前からつながっていたのか、これからそれを保育費の中からやっていた分をほぼ変えずに徴収するという形なのか、それとも値段が多少なり変化したのかということです。

- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 市における副食費5,200円につきましては、今回の消費税の増税を考慮したものではございませんでして、先ほどお答えしたとおり平成30年度の実績から割り出したものでありまして、他市と比べて少しだけ高い部分があるんですけれども、それは市において安心安全な給食に努めておりまして、なるべく手づくりのものを多くするですとか、なるべく国産品のもの、添加物のものは極力押さえるとかそのようなことから若干割高になっているところもあるんですが、実績として5,200円となっているところでございます。
- 〇柴田圭子委員長 ほかに。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 先ほど認可外の施設も無償化の対象ということだったんですけど、それから、認可されている施設に比べて条件というか、保育士さんの人数ですとか基準がそれよりは劣るところにも市として全額無償化のためのお金を出すという上で、質を落とさないために指導などはするんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 済みません、質問の趣旨なんですけど、認可外保育施設に対して今回の無償化 に伴って質の低下が落ちないように、市で研修等を行うかどうかと。
- **○徳本光香委員** そうですね、お金を出すからには責任があるだろうと思うので、なるべく認可に近い形にするだとか、危険な事故が起きているという例が全国でも起こっているので、そこを心配して、市にちゃんとチェックしていただけますかという質問です。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 今回の無償化に伴いまして、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業につきましては、職員の配置基準等きつく設定のほうを変更となります。例えば今まで職員の基準については特に定めがなかったんですけれども、この改正に伴いまして職員は保育士ですとか看護師、あるいは一定の研修を受講した者という基準に設定されまして、より厳しくなってございます。

市のほうにおきましても、認可外保育施設の届出があった場合、今回の給付の対象となるためには 市で確認という行為を行いますので、その際チェックのほうをしてまいりたいと思います。〔「ぜひ お願いします」と言う者あり〕

〇柴田圭子委員長 ほかにいいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 今回の無償化、3歳からなんですけど、これはゼロ歳、1歳、2歳児、実際保育園の数を見るとゼロ歳が68、1歳が162、2歳が189と相当数のお子様がいらっしゃるんですけど、例えば今、白井独自に給食代の料金を定めたということで伺いましたが、このゼロ歳、1歳、2歳の方々に対して白井市として特別何らかのサポートをするようなことというのはできるものなんでしょうか。

〇柴田圭子委員長 では、1時間たちますので、暫時休憩いたします。 11時10分再開でお願いします。

> 休憩 午前11時00分 再開 午前11時10分

〇柴田圭子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。先ほどの質疑のお答えから、大丈夫ですか。

池内保育課長。

○池内一成保育課長 ゼロ、1、2歳の子どもたちにつきましては、今回の無償化に伴いまして全国的に無償化の対象外となります。委員ご質問のありました給食費のところにつきましては、現在のところ保育料の中に含まれている状況でございます。今後ゼロ、1、2歳の市独自の食事の支援の補助等、あり方につきましては国等の動向を踏まえながら、市のほうでも検討していきたいと考えております。

以上です。

- ○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。 徳本委員。
- ○徳本光香委員 副食費の実費徴収というのは、各園で責任を持ってやるということに変わるということでよろしいでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 そのとおりでございます。
- ○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。
 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** 第42条なんですけど、ここの改正というのは先ほどの議案8号での連携の保育施設の条例の改正ということと中身は同じと思ってよろしいんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 同じでございます。
- ○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。いいですか。 では、質疑はございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。 初めに、反対討論の方ございますか。 徳本委員。

○徳本光香委員 今回の9号議案に反対の討論をいたします。

理由としては大きく4つあります。まず財源が消費税増税分ということです。消費税というのはもともと同じものを買っても今回でしたら10%の課税になるわけですけど、食べ物とかいろいろ生活に必要なものも皆さん平等に買うということで、貧しい人ほど生活が圧迫される税金と考えています。今回この財源の消費税増税ということは貧しい人ほどこれによって苦しむということなんですけど、今回の無償化に当たってもともと非課税の貧しい人というのは、保育料の無償の人が多いです。ということは財源を消費税増税分で負担する割には、貧しい人ほど恩恵は少ない、もっと払っていた人のほうが消費税増税の恩恵を受けるということになります。しかも、期間限定ということで、国がずっと消費税が10%とり続ける予定の反面、国が全額保障するのは一定期間のみで、その後は県と市が負担するということで、これはあめとむちのように一時的にあめを与えるだけで、きちんと無償化をしているということにならないと思うからです。

また、2番目にはこの条例改正がとても複雑で、とても中途半端だということが反対の理由です。 まずゼロから2歳までの子は無償化の対象になっていませんし、各施設において上限を違った額で設 けてみたり、保育を受ける上では必ず一緒になってくる食事代は別にとる、とり始めるということで すとか、とても複雑にしていますし、その副食費の値段をとる作業というのも各園でやらなければい けません。

このことによって、今まで保育料を滞納しても直接子どもの責任ではないのに退所させるということはしちゃいけないことになっていましたが、今回内閣府が各園で副食費を滞納したとき、利用の継続の可否についても検討するということを言っています。つまり、副食費を払えない人が出た場合、利用させるかどうかわからないということまで内閣府が言っています。これは完全無償化とは言えないですし、このことについては園の負担もふえると思います。滞納した場合、直接園の先生がお母さんたちからお金をとるという作業をやらなきゃいけないのは、どちらにもストレスにもなると思います。

3つ目の反対理由として、根本的な待機児童対策になっていないということです。 8 号議案も同様ですが、期間を延ばしたり無償化にすることによって、待機児童の根本的な解決にはなっていないと思います。無償化によって申し込みがふえる可能性もありますが、それに本当に解決策を見出すとしたら、保育士さんの低い給料をしっかり上げて、保育士さんになる人をふやす、また安全な認可保育所をふやすということが根本の解決であって、無償化にするということが待機児童対策にはならないと思っています。

そして、4番目の反対理由ですが、これが一番重要なところで、保育の質の低下を招くということです。無償化にすることによって質より量ということにかじを切ることになりますし、認可外のところでも無償化にするということで、受け入れ先はふえるかもしれないですが、そして、申し込みもふ

えるかもしれないですが、根本的に保育の質を保つ、事故を減らす保育所をふやすということには逆行すると思います。

京都大学の准教授の方の調べ、また経済協力開発機構・OECDの報告によりますと、2歳までのお子さんへの保育の質、手厚さというのは日本は先進16カ国では手厚いほうだということですが、今回無償化になる3歳から5歳では19カ国中でも最下位レベルになるということがわかっています。もともとこういう手薄いところを無償化にすることはちょっと危険だと考えます。また、こういう保育の質が保たれていない中で、保育所に通わすということは、通わせないよりも発達において悪影響があるということもOECDの報告で研究結果が出ています。

以上の4点から、今回安易に無償化するということは反対いたします。 以上です。

〇柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。 斉藤委員。

○斉藤智子委員 議案第9号に賛成をします。

まずこの幼児教育保育の無償化というのは、少子化を食いとめるための1つの策であって、待機児 童解消の策とはまた別物だと思います。これまでも幼児教育保育に伴う経済的負担の軽減というのは ありました。ひとり親家庭であるとか多子世帯であるとか所得の少ない方にいろいろな補助をするな ど、段階的に進められてきました。

そんな中で、先ほど生活保護世帯であるとか保育料がかからない世帯ももちろんいましたけれども、 そこの狭間で負担の軽減の枠から外れてしまう世帯というのもかなりあったかと思います。共働きを しながら子どもの教育費、また家や車のローンの返済など、本当に若い世代の方の経済的負担という のは大きなものがありまして、それがやっぱり子どもをたくさん持ちたいと思っても、なかなか現実 持てないというような状況になったのが今の現実の日本の状態だと思います。

その状態にこの幼児教育保育の無償化を取り入れることで、それならもう一人産みたいと若い世代の方たちがなっていくための施策だと思います。市内の子育て中の若い親御さんからの要望としても、この経済的に厳しいというようなお話をこれまでも私も伺っていました。今回の国の施策というのは、そういう意味では本当に画期的で、若い世代の力強い支援になってくると私は思います。そうはいってもこの10月1日からの制度の改正で、担当課の方はいろいろな事務的な手続の変更、保護者への周知、説明、また来年度の入所の申請も加わって大変なお仕事量にもなってくると思いますが、どうかスムーズな移行ができますように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

来年度からはこの議案とは違いますが、送迎ステーション、小規模保育など新規事業もあって、うちの市では待機児童対策もあわせて進めてくださっていると思います。それとともに保育の無償化が保育の質の低下につながっていかないような、先ほどの議案の賛成討論でもお話ししましたように、その点を特に充実させていただきたいと思います。いろいろ保育の内容の緩和策、保育士が少ないと

か待機児童対策のために緩和策というのがいろいろあるんですけれども、私は一番の子どもの環境というのは人だと思うんです。保育士だと思うんです。ある限られた厳しい環境の中でもどう保育士が工夫をして、お子さんに愛情を注ぎ、その成長のためにいろいろな環境を整えていくかというのが、その保育士の力量によると私は思っています。

また、保育士さんが実際に現場で困っていること、こういう状況では、こういう国の施策ではいい保育ができないと感じたら、本当に保育士さんが声を出して、いろいろな場で市のほうに、またいろいるなところに声を出していただきたいと思いますし、市はその声を受けとめていただけるようにアンテナを張っていただきたいと思います。白井市では、昨年公立保育園の現場の保育士さんの非常勤の職員を含めて面談を行ってくださったと聞きました。そうやって現場の保育士さんの声をまず聞いて、その保育士さんが困っていることを施策につなげていっていただける、そういう方向に市がなってくださったということは、本当にうれしい、ありがたいなと私は感じました。

そういうことで今回この保育無償化にあわせて、保育の内容、その充実、保育の質を落とさないということを忘れずに力を入れていただきたいということを改めて要望し、賛成討論といたします。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございますか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数であります。ありがとうございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

- (3) 議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち教育福祉常任委員会が所掌 する科目について
- **〇柴田圭子委員長** 日程第3、議案第11号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第6号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。本会議での議案質疑と重複した質疑に対する質問は行わないようにお願いいたします。

では、歳出から始めたいと思います。歳出は最初は15ページ、民生費社会福祉費3款1項の1目、 2目、3目と4目社会福祉総務費から障害福祉費、老人福祉センター費の3つ、15ページから16ページにかけてございましたら、お願いいたします。いいですか。

[「なし」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 それでは、次に17ページから18ページにかけて、3款2項の児童福祉費です。これは1目、2目、4目、この17ページから18ページにかけてを3款2項全体で質疑を受けたいと思います。お願いします。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 児童福祉費の1目児童福祉総務費のところで、待機児童対策として送迎ステーションを設けることになっていると思いますが、ここに3つの会社が当初予定されて、協議を進めていたと思うんですけど、社会福祉法人いづみというところがなぜ幼稚園、済みません、私立幼稚園振興事業のところです。社会福祉法人いづみがなぜ幼稚園をつくるのをやめてしまったんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 それは19節です。
- ○徳本光香委員 そうですね。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- 〇池内一成保育課長 白井ふじ保育園につきましては、当初園舎の拡張ということで予定されておりましたが、白井ふじ保育園から本年2月19日に園の理事会を開催したところ、各理事さんが今後少子化が加速すると思われる中で、施設の拡張よりも保育の質の向上のほうに力を注ぐべきだという意見が多数ございまして、その理事会の結果、平成31年度、令和元年度の増築工事の中止が決定された旨、白井ふじ保育園より報告を受けました。

以上になります。

- ○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。 広沢副委員長、お願いします。
- **〇広沢修司副委員長** 2目の児童措置費の(4)なんですが、金額が入っていないと思うんですけれども、このところをお尋ねします。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** こちらにつきましては歳出の事業費としての補正はございませんが、歳入予算で10款の地方特例交付金から16款の県支出金に財源を振りかえたことによりまして、このように事業面のほうに表示されることとなります。

以上です。

〇柴田圭子委員長 ほかに質疑は。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 1の児童福祉総務費の6)の待機児童対策事業の中で、14番の使用料及び賃貸料というところなんですけど、これが新しくできる送迎ステーションに関する額でしょうか。この537万3,000円というのは何のお金でしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- 〇池内一成保育課長 幼稚園等送迎ステーションにおきます賃借料10カ月分の保証金になります。

- 〇柴田圭子委員長 徳本委員。
- ○徳本光香委員 これは最初の申し合わせではそういう10カ月分というのは払うことにはなっていなかったはずだという情報、資料をいただいているんですが、いつどのようにして払うということになってしまったんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 当初予算に計上させていただく時点では、開発事業者さんからこのような申し入れはなかったんですけれども、ことしの3月20日に民間で言うところの敷金部分を10カ月分、市のほうで負担してほしいという申し入れを受けた経緯がございまして、今回補正予算で計上させていただいております。

以上です。

〇柴田圭子委員長 いいですか。

では、古澤委員。

- ○古澤由紀子委員 敷金の10カ月というものの積算根拠はあるんですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 民間の不動産会社さんですと10カ月分というのは通常使われる月数になると聞いておりまして、当市におきましては柏市のほうで、柏駅の東側にファミリかしわビルというのがあるんですけれども、そちらで柏市の施設が民間事業者さんから借りている敷金の月数の10カ月ということで聞いておりましたので、そちらのほうを参考としております。

以上です。

〇柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。

斉藤委員。

- **〇斉藤智子委員** 児童福祉総務費の中の17ページ中ほどの負担金補助及び交付金の子育て支援施設工 事負担金の具体的な内容についてお伺いします。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** こちらも幼稚園等送迎ステーションにおきます施設整備等にかかわる工事負担 金といたしまして、主な内訳は調理設備一式、空調設備一式、ロッカー、下駄箱、照明器具となって おります。

以上になります。

- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** ここについても当初の予算に入らずに、またプラスになったということでよろしいんですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 先ほどの賃料の御説明した時点で、3月20日時点で開発事業者さんからの申し

入れによりまして、こちらのほうにつきましても今回の補正にて計上させていただいているところで ございます。

以上です。

〇柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

斉藤委員。

- **〇斉藤智子委員** その上の私立保育園施設整備費補助金が減額になっているのは、どういった内容なんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 こちらはひまわり保育園の建てかえ工事と白井ふじ保育園の増築の2つの施設の事業からなっております。白井ふじ保育園につきましては、先ほど説明したとおり園の拡張というよりは保育の質を高めることという理事会での議決というところから、増築に至らなかったので、その工事費を減額するものと、ひまわり保育園の建てかえにつきましては、今年度1年間、令和元年度での1年間の建てかえ工事を予定しておりましたが、オリンピック需要等によります資材の不足、作業員の確保が予定どおり進まないということで、工期のほうを2カ年に延期したいというひまわり保育園側からの申し入れがありまして、それに伴いまして令和元年度につきましては、工事全体の85%の進捗で、令和2年度に15%を行うというスケジュールとしましたので、事業費につきましても85%分を本年度予定するということで、15%分をひまわり保育園工事費から落としております。内容はこの2点になります。

以上です。

- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** ひまわり保育園が今工事をしているということなんですが、令和2年に15%終えるということで、このひまわり保育園については、定員数はふえると考えてよろしいですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 現在60人の定員のところ、整備後は77人、17人増員する予定となっております。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** この17人増員の予定ということなんですけど、待機児童が一番多いゼロから2歳が ここに組み込まれますか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 ゼロから2歳につきましても何人かの枠はございます。 以上です。
- ○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。
 斉藤委員。
- ○斉藤智子委員 今のところの下の実費徴収に係る補足給付費ということの内容を教えてください。

- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** こちらにつきましては、私立保育園の副食費の現年部分を市のほうで公費で負担する額となります。失礼しました、私立幼稚園に対する副食費の給付になります。
- 〇柴田圭子委員長 斉藤委員。
- **〇斉藤智子委員** じゃ、今の御説明だと先ほど議案でやっていた年収の360万以下とか第3子について、ここに減免補助をするということでよろしいですか。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 そのとおりでございます。
- 〇柴田圭子委員長 いいですか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 済みません、先ほどの質問にちょっと戻るんですが、送迎ステーションに3月20日 に急に敷金10カ月分払うように、ステーション側から話があって承諾したということなんですが、これは払わなければいけないんでしょうか。なぜ払わなきゃいけないのか、理由があれば。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- **〇池内一成保育課長** 開発事業者さんと市のほうで覚書を締結しておりまして、当初この辺、賃料ですとか工事負担金については特に定めはなかったんですけれども、覚書の中で覚書にない事項については、その後両者で協議するという事項がございますので、そこに当てはめて協議といいますか、今回補正予算で計上させていただいたところでございます。
- 〇柴田圭子委員長 徳本委員。
- **〇徳本光香委員** 払う必要がある理由というのがございましたら教えてください。
- 〇柴田圭子委員長 池内保育課長。
- ○池内一成保育課長 払う必要の理由といいますか、開発事業者さんからの申し入れでは、通常外溝、母屋は開発事業者が建設して、中の設備等については利用者側、使用者側のほうで負担するのが通常なんですというお話がございまして、今回このように工事負担金ということで計上させていただいております。
- 〇柴田圭子委員長 今、徳本委員が聞いたのは敷金がわりの10カ月のところじゃないですか。 [「はい、そうです」と言う者あり〕だから、工事費の内装の費用のほうではなく、敷金でということのほうです。10カ月分払ってくださいということについて払う必要があるのかということを聞いています。だから、内装の工事費のことではないです。

池内保育課長。

- ○池内一成保育課長 通常賃貸借契約において、賃料10カ月分ということで定められておりますので、 市においてもそのように理解して払う必要があると判断いたしました。
- 〇柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本光香委員 当初からそういう取り決めであれば、理由がしっかりしていれば納得なんですが、 取り決めがなく3月20日に払えといったら、市は出してくれるというのがちょっと納得がいかずとい うか、どういった理由があるんだろうというのがあったのでお聞きしました。 以上です。

○柴田圭子委員長 ほかにこのところで質疑ありますか。よろしいですか。

[「ありません」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 では、次に進みます。では、3款 3 項、18ページの一番下の生活保護費から次の 19ページの 3 款 4 項国民年金費まで 2 つ、ありますか。

[「ありません」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 では、次に進みたいと思います。次が教育費に入りますけれども、教育費のほうに入ります。

23ページからです。23ページ、9款1項の教育費、教育総務費から順番にやっていきましょう。1項教育総務費、何かありますか。

徳本委員。

- ○徳本光香委員 2)の一般職員人件費というところで、職員24人ということで970万以上の低くなっているんですが、これは現員現給という理由でよろしいんでしょうか。
- 〇柴田圭子委員長 板橋教育総務課長。
- ○板橋 章教育総務課長 現員現給での減額となります。
- 〇柴田圭子委員長 よろしいですか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 次に 9 款 2 項の小学校費、これはいいですか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、25ページ、3項中学校費。いいですか。

[「ありません」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 では、9款4項社会教育費。

[「ありません」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 9款5項保健体育費。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 いいでしょうか。それでは、歳入のほうに移ります。

歳入はまず9ページです。まず13款分担金及び負担金と15款1項国庫支出金の国庫負担金の部分。 それから、15款2項2目民生費国庫補助金、9ページはこの3つがあります。国関係、よろしいですか。

[「ありません」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 では、次にいきます。10ページ、15款2項5目教育費国庫補助金、16款1項の県 負担金、16款2項1目の民生費県補助金、次が19款繰入金、社会福祉事業推進基金の繰入金、減額で す。次のページ、11ページ、諸収入のうちの雑入で、一番上の臨時職員等雇用保険負担金4,000円、 いいですか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 それでは、繰越明許費のほうを見ていただきます。6ページです。

第3表の繰越明許費のうちの9款教育費、小学校費と中学校費、池の上小学校のトイレ改修工事と 七中の柔剣道場吊り天井耐震改修工事、この2つが対象になります。説明は受けていますけど、よろ しいですか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はもうございませんね。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いますが、賛否を表明した後に理由を述べてください。 反対討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

〇柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇柴田圭子委員長 起立多数でございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

特別会計に入る前に、執行部の席がえがありますので、委員の皆様はそのまま少しお待ちください。

(4) 議案第12号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

〇柴田圭子委員長 日程第4、議案第12号 平成31年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。 歳入歳出について一括で行います。質疑をどうぞ。 [「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、よろしいですか。質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第12号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

〇柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第12号は原案のとおり可決されました。

- (5) 議案第13号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)について
- **〇柴田圭子委員長** 日程第5、議案第13号 平成31年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

歳出については7ページ、8ページです。あれば質疑をどうぞ。

[「ありません」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 では、歳入について質疑を行います。 5ページ、6ページですけれども、歳出についても質疑があればどうぞ。質疑はございませんか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 起立全員であります。ありがとうございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

- (6) 議案第14号 平成31年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- ○柴田圭子委員長 日程第6、議案第14号 平成31年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。あればお願いいたします。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 賛成討論の方ございますか。

[「なし」と言う者あり]

〇柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は原案のとおり可決されました。

- (7) 閉会中の継続調査について
- ○柴田圭子委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって教育福祉常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時51分